

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和4年4月14日（木）午前10時～
ZoomウェビナーによるWeb会議

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

（仮称）京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

配布資料

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、指針、傍聴要領
- 資料3 意見聴取文
- 資料4 環境影響評価法の発電所に係る手続の流れ
- 資料5 関係市町長意見（宮津市長、京丹後市長、与謝野町長）
- 資料6 委員事前提出意見
- 資料7 配慮書の概要
- 資料8 （仮称）丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する委員会意見

事前送付資料

- ・（仮称）京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
- ・（仮称）京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 要約書

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：令和3年2月26日～令和5年2月25日)

氏名	職名	分野		備考
山地 一代	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素	大気質	
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動	
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		悪臭、廃棄物	
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染	
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学	
渡邊 紹裕	京都大学名誉教授・特任教授		水循環、地球環境	
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫	
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類	
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物	
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部教授	植物		
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授	生態系		
荒川 朱美	京都芸術大学芸術学部教授	景観		
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財		
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続		

(令和4年4月1日現在)

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

(写)

4 環管第 67 号
令和 4 年 4 月 14 日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配
慮書についての環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定により、下
記の者から、(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配
慮書についての環境の保全の見地からの意見の求めがありました。

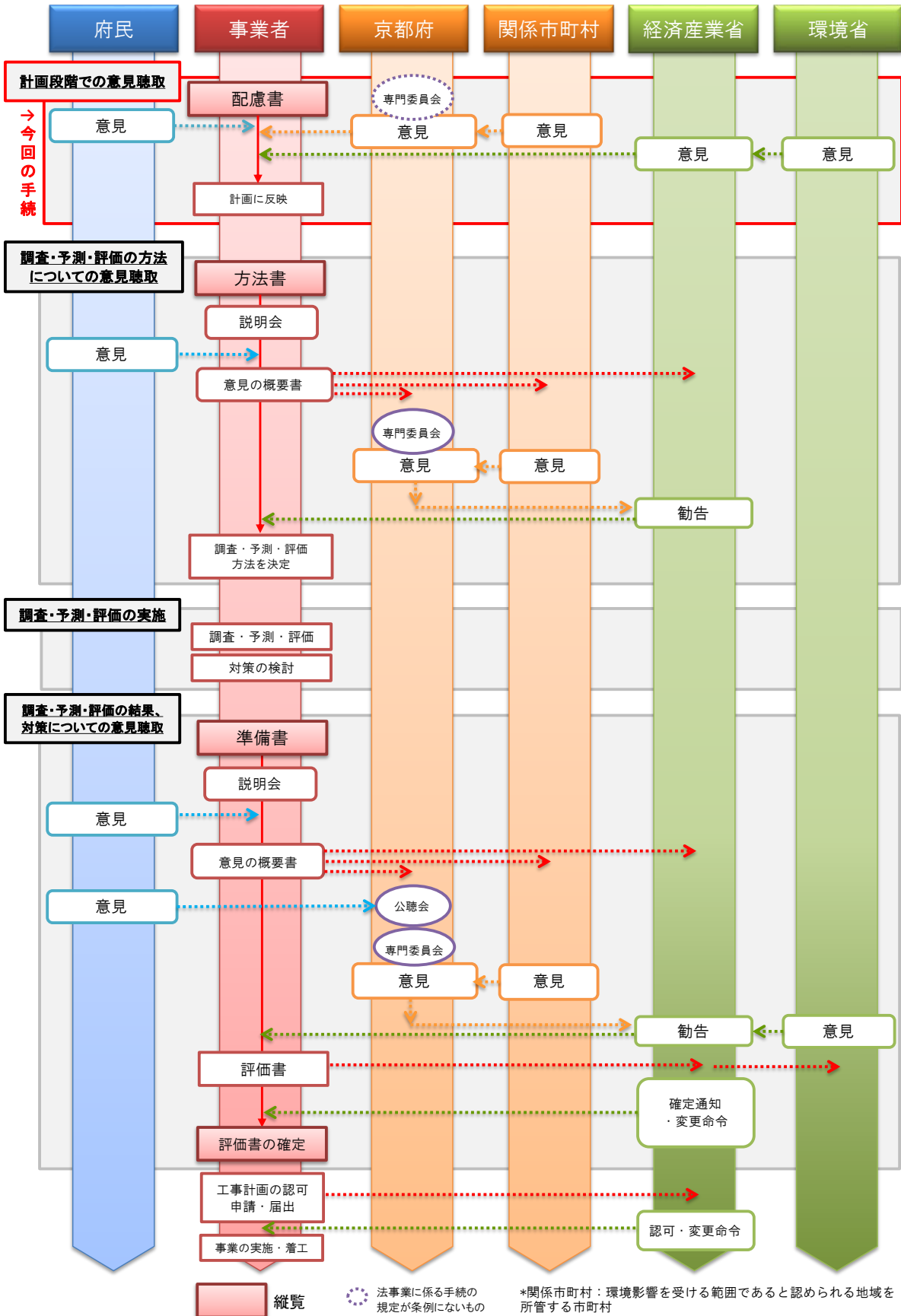
つきましては、当該計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例
(平成10年京都府条例第17号)第40条第3項の規定により、貴専門委員会の
意見を求めます。

記

自然電力株式会社
代表取締役 長谷川 雅也

環境影響評価法に基づく発電所に係る環境アセスメント手続の流れ

「環境アセスメント」とは、
 ・事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、
 ・その結果を公表して住民・地方公共団体・国から意見を聴き、
 ・それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を目指す制度。



宮市第16号
令和4年4月7日

京都府知事 西脇隆俊 様

宮津市長 城崎雅文



(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての
環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和4年3月4日付け、4環管第67号で照会のありました上記のことについて
は、下記のとおりです。

記

宮津市は、日本三景・天橋立に象徴される豊かな自然や歴史・文化を守り「ふるさと宮津」への誇りや愛着が育まれるまちづくりに取り組んでおり、環境保全の見地から次のとおり回答する。

1 生活環境について

風力発電機の規模、配置、機種等の検討にあたっては、生活環境への影響について、地形等による反響音も含め、十分に調査、予測及び評価を行うこと。

2 動物、植物、生態系について

事業実施想定区域及びその周辺は、ブナ林等の希少な野生動植物が生育・生息している可能性があることから、風力発電機の配置や道路のルート選定等の検討にあたっては、専門家等からの聞き取り調査等の結果を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

3 景観について

世界遺産登録を目指す天橋立等の重要な景観資源及び眺望点に及ぼす影響が懸念されることから、風力発電機の規模、配置、色彩等の検討にあたっては、フォトモンタージュの作成等により、客観的な調査、予測及び評価を行うこと。

4 その他

宮津市民に対して丁寧な説明を行うとともに、十分な理解を得ることができるよう、地域住民や専門家の意見を踏まえ、必要な対策を行うこと。

(写)

4 生環第 5 9 号

令和 4 年 4 月 8 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京丹後市長 中山 泰



(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての
環境の保全の見地からの意見について

令和 4 年 3 月 4 日付け 4 環管第 6 7 号により照会のありました標題の件について、別紙のとおり提出します。

本意見書は、市民の代表者や環境に関する各種分野の専門家の参画を得つつ、環境の保全に関する基本的事項等の調査及び審議を行う本市の審議会（「京丹後市美しいふるさとづくり審議会」）における真摯で精力的な熟議を経て作成したものです。

環境の保全の観点から適切な事業計画を作り上げていくためにも、今後、必要な手続等において、本意見書の内容の最大限の尊重・反映をお願いいたします。

(別紙)

1 全般的事項

- (1) 環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から適切な事業計画を作り上げていくための制度であることから、現時点及び今後の調査のプロセスやその結果において、健康、生活環境、自然環境、生物多様性、景観及び災害等への重大な影響を回避できず市民等の懸念が払拭されない場合は、事業の中止や事業規模の縮小を含め、必要な事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 本事業計画に関し、市民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るため、市民等を対象とする事業計画の説明や意見聴取については、事業実施想定区域の周辺住民や地権者に加え、農林水産業を営む者、事業計画地の隣接地や里山を利用している者、景観や文化的な関わりを有している者、市民団体等、幅広い関係者を対象とすること。また市民等から説明会の実施について要望があった場合は、真摯に対応すること。
- (3) 大型の風力発電機の設置、大規模な土地の造成及び取付道路の建設等の工事の実施並びに発電所の稼働により地域環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす可能性があるが、計画段階環境配慮書における調査・予測及び評価には具体性がなく、特に、水環境など丹後半島の地形・地質の特性に配慮した内容となっていないなど全般的に不十分である。現時点において、遺漏のない文献調査を行うとともに、動植物、文化・歴史、災害等の地域事情に詳しい専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、文献のみからでは把握できない情報等を収集し、丹後地方の気候風土等の地域特性を現地で確認し、十分理解した上で調査・予測及び評価を行うこと。
- (4) 計画段階配慮事項として選定されている各項目の評価結果が「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」若しくは「重大な影響はないと評価する」のいずれかの記述となっているが、その論拠の説明が不十分である。環境影響評価方法書においては、各項目毎にその評価結果を導くこととなる科学的根拠を用いて明確に記述すること。
- (5) 計画段階環境配慮書に対する本意見書の内容について、環境影響評価方法書に確実に反映すること。

2 個別的事項

(1) 地形及び地質について

- ①計画段階環境配慮書においては、地形及び地質が配慮項目に選定されていないが、事業実施想定区域及びその周辺は、砂のように風化しやすい花崗岩によって地表から1 m以上の厚さで表層が形成されている。事業実施に伴う地表改変や伐採等の人工的な改変によって土砂や水の流出量が激増し、下流における土砂災害発生の可能性が高まるため、地形及び地質を調査事項として選定し、慎重に確認調査、評価して事業計画に反映すること。
- ②1927年（昭和2年）北丹後地震では震源をなす郷村断層および山田断層が活動し、地震断層として出現した。さらに震度VI～VIIの激震が生じ2900名の死者をはじめ、住宅、織機工場、道路、鉄道、農地などインフラが重大な被害を受けた。半島部でも震度V～VIの揺れを受け、無数の斜面崩壊が発生している。郷村断層および山田断層は勿論、仲禅寺断層、中山断層など多くの活断層の分布と地震発生危険度を正しく把握するとともに、震度および被害予測を正確に行い、その結果を十分に事業計画に反映すること。
- ③事業実施想定区域及びその周辺は、保安林、砂防指定地、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区等に指定されるなど、非常に急峻な地形が多く地質も脆いところが多い地域で、歴史的に崩壊土石流（山津波）、堤防の決壊、橋の流失等の土砂災害が多く発生している。また、近年、事業実施想定区域の周辺地区において、台風や豪雨による林道の崩壊、河川護岸の崩落等、多くの被害が発生している状況にあり、大規模な地形改変に伴う土砂災害リスクの増大が懸念されることから、地形改変の規模及びその方法、災害リスクの詳細を早期に示すこと。加えて、豪雪に伴う災害への対応や道路等が降雪により通行不能になった際の施設管理の在り方についても検討が必要である。このため、事業計画の検討にあたっては、気候変動に伴い将来想定される気象現象による地形及び地質への影響の調査・予測及び評価を行い、急傾斜地の崩壊、地滑り、谷筋での土石流の発生等の災害への影響を回避すること。なお、本項目に係る調査については、可能な限り早い段階で詳細な調査を行い、その概要を示すこと。
- ④事業実施想定区域における地形の改変に関しては、近年の国営農地の開発により近隣の河川に土砂が大量に流入する被害が発生していることから、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、湧水や微地形の特徴も含め、地域的に危険な地形及び地質を把握した上で調査・予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境について

- ①計画段階環境配慮書においては、水環境が配慮項目に選定されていないが、事業実

施想定区域は竹野川等主要な河川の源流域となっており、大規模な開発に伴い丹後国営農地や竹野川流域の農地の水源地としての機能を果たせなくなる恐れがあり、また、土砂災害の危険性や動植物の生息環境への影響を鑑みると、事業が水環境に及ぼす影響については非常に重要な項目であると考えられるため、調査項目として選定すること。なお、本項目に係る調査については、可能な限り早い段階で詳細な調査を行い、その概要を示すこと。

- ②丹後国営農地においてもすでに沈砂池が土砂で満砂状態となっているなど、かんがい用水の不足による農業への影響が懸念されている。事業実施に伴う土砂や濁水の流出及び流入による河川、海辺への影響、また、切土や盛土による地下水への影響が一層懸念される。水量及び水質に係る影響の調査・予測及び評価を行い、河川及び地下水への影響を回避し、水系の保全を図ること。
- ③事業実施想定区域周辺から下流に位置する竹野川や鱒留川では、全流域において浸水被害が想定されていることから、事業の実施に伴う竹野川流域への土砂流量の増加、排水能力の低下、水害リスクの増大について、調査・予測及び評価を行うこと。

(3) 騒音及び低周波音について

- ①風力発電所の整備工事及び稼働による騒音及び低周波音による影響が懸念されることから、風力発電機の配置及び規模、並びに付帯設備の配置の検討にあたっては、騒音及び低周波音による生活環境への影響を回避すること。
- ②風力発電機の稼働により発生する騒音及び低周波音に関して、国の指針等を参考にするのみではなく、近年の大型の風力発電機の整備による影響に係る最新の知見や個人差に関するデータ等を反映すること。なお、事業実施想定区域周辺の集落では、複数の風力発電機から発生する騒音や低周波音が山の地形によって反響する可能性があることを前提とした調査・予測及び評価を行うこと。
- ③騒音及び低周波音に関しては、数値化できない煩わしさがあり、また、感じ方に個人差があることを前提とした調査・予測及び評価を行うこと。なお、施設稼働後の騒音及び低周波音に係る調査を行い、その結果、国の指針等による基準値を満たしていたとしても、住民が煩わしさを訴えることがあるため、事後対応策をあらかじめ提示すること。

(4) 風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺には、住居や農地、登山道等、人の活動の場があり、風車の影による影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、人の活動の場への影響の調査・予測及び評価を行い、風力発電機を隔離する等の方法により、風車の影による影響を回避すること。

(5) 動物、植物、生態系について

- ①事業実施想定区域及びその周辺には、国の特別天然記念物に指定されているコウノトリが飛来しており、希少猛禽類であるクマタカやその他の重要な鳥類が生息している可能性がある。事業実施によるバードストライク及び重要な鳥類の生息環境の悪化が懸念されるため、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、風力発電機の稼働によるバードストライク等の影響等に係る調査・予測及び評価を行い、重要な鳥類への影響を回避すること。また、事業実施想定区域及びその周辺は、小鳥も含めた渡り鳥の渡りルートになっている可能性があるため、移動経路の阻害等による鳥類への影響の把握に努めること。なお、クマタカに関しては、行動圏や繁殖状況等を踏まえ、2年以上の詳細な調査を行うこと。
- ②事業実施想定区域及びその周辺は、重要な河川の上流部にあたり、事業実施に伴う土砂の流出・流入及び濁水の発生による水質悪化や沈砂池に捕捉されないシルトの流入による動植物や生態系、景観等への影響が懸念される。また、海岸部への土砂の流出・流入が海岸部の生態系や景観、海水浴場等への影響を与えることが懸念されることから、陸域と水域からなる一連の繋がりの中で形成・維持されている生態系機能へ与える影響を適切に調査・予測及び評価し、森－川－海のエコロジカルネットワークの喪失を回避すること。
- ③事業実施想定区域及びその周辺において、国内希少野生動植物種のアベサンショウウオ（京丹後市指定天然記念物、京都府指定天然記念物、環境省カテゴリー絶滅危惧ⅠA類（CR）、京都府カテゴリー絶滅寸前種）やオオサンショウウオ（国指定特別天然記念物、環境省カテゴリー絶滅危惧Ⅱ類（VU）、京都府カテゴリー絶滅危惧種）、その他の重要な動物が生息している可能性がある。丹後半島一帯が生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）に選定されていることを前提とした専門家や地域住民等からの聞き取り等の結果を踏まえ、事業実施による動物の生息環境への影響について、適切に調査・予測及び評価を行うこと。
- ④事業実施想定区域及びその周辺には、ブナ天然林や氷河期から存在する湿原など貴重な生態系やヤマザクラの巨樹などが点在していることや、マツタケ等の貴重なきのこが収穫できることから、丹後半島の自然の豊かさを象徴するとともに地域住民の誇りともなっている。事業実施による巨樹や固有の植生、里山特有の二次的環境や生物多様性への影響、また、樹木の伐採による風や温湿度の変化に影響を受ける植物への影響について、植生調査及び植物相調査並びに専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑤事業実施想定区域及びその周辺では、丹後半島固有の多様な動植物が生態系の繋がりによって生息している。自然公園、特定植物群落、鳥獣保護区、天然記念物等により指定された区域外においても、隣接する周辺地域での森林伐採、地形の改変等によりこれらの生態系への影響が懸念されることから、里山の環境の重要性やその

特性、また、希少植物をはじめ湿地性植物や普通種も含めた影響を適切に把握するため、植生調査及び植物相調査並びに専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。

- ⑥森林の開発により動物の生息環境に影響を及ぼす可能性がある。作業道や建設ヤードの新設に伴い森林伐採が進むことで動物の生息地が分断され、人里への鹿や熊等の出没の深刻化が懸念されることから、事業実施想定区域及びその周辺の動物の生態や行動調査を行い、集落や農地に被害を与えるリスクについての予測及び評価を行うこと。

(6) 景観について

- ①事業実施想定区域及びその周辺は、丹後天橋立大江山国定公園及び山陰海岸ジオパークエリアに含まれるため、事業実施による重要な景観資源及び眺望点に及ぼす影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、景観資源の利用状況に係る関係者や専門家等からの聞き取りを行い眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、客観的な予測及び評価を行い、主要な眺望点への影響を回避すること。
- ②地域住民にとっては風力発電機の設置前後の景観の変化が重要であることから、地域住民からの聞き取り等によって眺望点を設定した上でフォトモンタージュ等を作成し、客観的な調査・予測及び評価を行い、日常生活の場における景観への影響を回避すること。
- ③景観の変化に関しては、現状写真に風力発電機を設置するフォトモンタージュだけでなく、作業ヤードや作業道を設けた後の景観の変化を早い段階で示すこと。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ①事業実施想定区域及びその周辺には、登山道、親水公園、キャンプ場、神社や石碑等の施設が点在しており、工事中及び稼働時の騒音、風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場、自然資源の持続的利用への影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場やアクセス道路、自然道への影響を回避すること。
- ②人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査にあたっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。

(8) 文化財等について

- ①丹後半島の山間部には、神社、寺院跡、古道、廃村集落跡など文化的・歴史的な面において重要な遺跡等が存在しているため、専門家や地域住民等からの聞き取り等

の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。

- ②調査及び工事中に遺跡・遺物等の埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに市に報告し、対応を協議し、調査及び工事を中止する等適切な対応を行い、発掘調査が必要な場合は調査の期間等が確保できるよう配慮すること。
- ③調査等については、事業実施想定区域及びその周辺にこれまで知られていない文化財等が存在する可能性に留意して、特に調査歴がない区域における文化財等の分布状況を適切に把握すること。また、環境保全措置等の検討に当たっては、関係機関と十分協議すること。

(9) 廃棄物等について

建設廃棄物及び建設発生土等の工事の実施に伴って発生する建設副産物について、適切に調査等を行い、その発生量及び場外搬出量を抑制するとともに、その保管、場外搬出及び処分に当たっては、自然環境及び生活環境への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

特に、建設発生土の処分等については、事業の実施中はもとより事業終了後においても仮置地及び処分地において土砂災害が発生することのないよう、当該土地の地形及び地質並びに近年の大雨等の極端現象の発生を考慮して、万全の措置を講じること。

3 その他の要請事項

- (1)事業実施想定区域にある磯砂山は、日本最古の羽衣天女伝説の舞台とされている。天女は、食物神であるトヨウカノメとされ、丹後一円の神社に広く祀られていることから、元伊勢伝承につながる神聖な山として地域住民のシンボルとなっている。事業計画の検討にあたっては、磯砂山の歴史的・文化的な価値を理解すると共に、磯砂山に対する地域住民の心情に最大限配慮すること。
- (2)地域住民にとっては、風力発電所の整備に係る工事関係車両の通行ルート及び道路改変等の日常生活に直接影響を与えることが懸念される情報の提供が重要であることから、早い段階で調査・予測及び評価を行い、これを踏まえた工事計画を立案し地域住民への説明を丁寧に行うこと。
- (3)事業実施想定区域に含まれる林道及び市道の利用状況を把握し、公道等の改変、立木の伐採に係る地元住民及び利害関係者からの聞き取りを行い、改変等に伴う影響を回避すること。
- (4)事業計画の検討にあたっては、丹後半島一帯及び全国各地においてこれまでに実

施された大型の再生可能エネルギー事業に伴う事故や災害の事例を調査し、課題や反省等に係る知見を総括し事業計画に反映させること。また、万が一災害が起こった場合には、責任、損害賠償等の保証対応について、早期の段階から地域住民に対し丁寧に説明すること。

- (5) 事業計画の検討にあたっては、風力発電機の導入に伴う環境への影響の観点からのみではなく、再生可能エネルギーの導入による地域社会及び地域経済へ与える影響も勘案し、地域貢献の具体的な内容を盛り込むこと。また、農林漁業者、商工業者、観光関連事業者等広く周辺市町の関係事業者、団体等からの聞き取りを行い、地域社会との共存や地域経済活性化の観点も踏まえた検討を行うこと。
- (6) 事業計画の検討にあたっては、再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電収入を得ることとされているが、地元経済への還元や発電した電力の地元利用等、再生可能エネルギー発電の価値の地元活用についても検討すること。
- (7) 水道用水の取水地点の把握について、市水道事業基本計画のみでなく、事業実施想定区域及びその周辺に含まれる流域全ての地区等に対して聞き取りを実施し、地区水道及び水源の把握に努め、調査・予測及び評価を行った上で、水道施設への影響を回避すること。
- (8) 事業実施想定区域には保安林が含まれており、事業実施による保安林の機能低下等の影響が懸念されることから、森林法等に基づく手続きを踏まえ、保安林の公益的機能への影響を回避すること。なお、保安林の解除が必要な場合は遺漏のない手続きを行うこと。
- (9) 森林伐採、地形の改変においては、植林地、分収林等の人工林を重要な自然のまとまりの場の一項目として抽出するとともに、事業実施想定区域に含まれる温室効果ガスの吸収源並びに材積の損失に係る調査・予測及び評価を行うこと。
- (10) 事業実施想定区域における風況マップでは、毎秒約5～6メートルの風況とされており、年平均毎秒6.5メートル以上とされている最適値より低い風況となっていることから、丹後半島の地形や気象条件を十分に考慮した上で事業実施想定区域の風況観測を適切に行うこと。
- (11) 再生可能エネルギーの導入は、事業の初期段階から事業終了後の施設の撤去、そして廃棄するまでの全段階のトータルで環境負荷の少ないものでなければならな

いことから、事業に係る機器の製造、輸送、工事、運転、撤去、リサイクル、廃棄処分の全工程に係るライフサイクルアセスメントの評価に努めること。

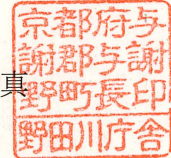
- (12) 再生可能エネルギー固定価格買取制度による20年間の事業終了後の自然回復の方法について、植林を予定しているとのことであるが、森林の再生には40年～50年はかかる。前述した丹後半島の地形・地質及び水環境の現状を踏まえ、事業開始から実施中、終了後の長い回復期間においても土砂災害や土石流の危険性を予測し、事業計画に反映すること。
- (13) 地域住民や専門家等を対象とする説明会及び意見聴取の概要について、定期的に市に報告すること。
- (14) 風力発電機の配置等の検討にあたっては、ドクターヘリの運航に影響が生じないよう、関係機関と十分な協議・調整を行うこと。
- (15) 環境アセスメントに関連する図書については、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続し、積極的な情報提供を行うこと。

(写)

4与住環第14号
令和4年4月4日

京都府知事 西脇 隆俊 様

与謝野町長 山添 藤真



(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
についての環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和4年3月4日付け4環管第67号で照会のありました件について、特段意見
等ありません。

京都府環境影響評価専門委員会開催に当たっての事前の御質問・御意見等について

番号	対象となる資料等		委員の御質問・御意見等の内容	委員の御質問・御意見等への回答
	「配慮書の概要等」・「当日説明資料案」・「配慮書」・「要約書」・「その他」	直左列に於ける該当箇所のページや見出し等		
1	要約書	p3 2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力	出力の変動について、その可能性はどの程度と想定しているか。また、その変動の幅はどの程度と想定しているか。	現時点で出力が変動する予定はございませんが、今後の調査結果次第で出力が減少する可能性がございます。減少する場合の変動の幅は、現在の発電所出力の20%未満を想定しています。
2	要約書	p9 (5)環境保全上～の確認	住宅等との約1.1kmの離隔の確保について、その設定はどのような根拠に基づいてなされたものか。 一般的に、確保すべき最低限の基準を設定する場合、「約」〇kmという大まかなものを用いることはないのではないか。	「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書（資料編）」（環境省、平成23年）を元に、環境保全上留意が必要な施設及び住宅との距離について、おおむね半数以上の苦情が500m未満の距離にあることから、この距離以上の離隔を取ることを検討の目安としております。しかしながら、本事業については、当該調査結果において500m以上の離隔でも環境影響が及ぶ可能性が示唆されていることを踏まえ、距離が離れるほど、影響は低減される考え方に基づき、現時点で可能な限り環境保全上留意が必要な施設及び住宅より離隔を取った結果、約1.1kmの離隔となりました。方法書以降において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月 環境省）等を含めた最新の知見に基づいた適切な方法により、調査、予測及び評価を行ってまいります。
3	要約書	p22 (1)複数案の設定について	事業実施想定区域を広めに設定されているが、この想定区域はどのような考え方で設定されたものか。 p7に示された基本的な考え方において、5種の条件を踏まえて設定したとあるが、それぞれの条件（もし他にもあれば、その条件）についてどのように検討したのか。	事業実施想定区域の設定経緯について、弊社では全国を対象に都道府県毎に風力発電事業の実施の可能性を検討しておりますが、日本海に面したエリアが一般的に好風況と言われているため、まず京都府では京丹後市に着目いたしました。また、検討対象エリアにおける再生可能エネルギーに関する政策に事業が適合することも必要と考えるため、京都府の「再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）」、京丹後市の「第2次京丹後市総合計画『基本計画』」を踏まえ京丹後市における事業の検討をいたしました。京丹後市内で事業地の検討をするにあたり、NEDOの局所風況マップの好風況とされる地上高30mにおける年平均風速が約5m/s以上となる地域を踏まえ磯砂山周辺を検討対象といたしました。 その後、周辺の既存道路の状況から風力発電機の輸送が可能であることを確認いたしました。 次に、法令等の制約をおける場所の内、現時点で可能な範囲で区域から除外することといたしました。除外されていない場所については、今後の詳細設計において関係機関と協議を行いより詳細な法令等の制約条件を確認し検討していく予定でございます。 次に、環境保全上留意が必要な施設及び住宅等の分布状況を確認し、風力発電機の設置予定範囲は住居から500m以上離隔を取ることを前提とし設定いたしました。風力発電機の設置予定範囲に加え、将来的に残土処分場の使用や風力発電機の輸送に伴う道路の新設や拡幅の可能性のある範囲を含めた形で事業実施想定区域を設定いたしました。 配慮書に記載されている条件以外の条件はございません。

配慮書の概要

事業名	(仮称) 京丹後市磯砂山風力発電事業	【参考】 (仮称) 丹後半島第一・第二風力発電事業	
事業者	自然電力株式会社	前田建設工業株式会社	
事業規模	最大 58,800kW (4,200kW 程度×最大 14 基)	<第一> 最大 51,600kW (3,200~4,300kW 級×最大 12 基程度) <第二> 最大 64,500kW (3,200~4,300kW 級×最大 15 基程度)	
事業実施想定区域	京丹後市 最大 約 971ha (うち、風力発電機の設置範囲 最大 約 71ha)	<第一> 宮津市、京丹後市、伊根町 最大 約 602ha (うち、風力発電機の設置範囲 最大 約 83ha) <第二> 京丹後市 最大 約 570ha (うち、風力発電機の設置範囲 最大 約 104ha)	
関係市町	宮津市、京丹後市、与謝野町	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	
配慮書に記載された事業者による計画段階配慮事項	環境要素	工事中の環境影響は、対象外	同左
	騒音及び低周波音	配慮が必要な施設までの最短距離 住宅等まで約 1.1km 住宅等以外 (学校、保育所、福祉施設) まで約 2.0km	配慮が必要な施設までの最短距離 <第一> 住宅等まで約 0.5km、住宅等以外まで約 3.7km、 <第二> 住宅等まで約 0.5km、住宅等以外まで約 2.1km
	風車の影		
	地形及び地質	重要な地形・地質 不存在	重要な地形・地質 典型地形「丹後半島海岸線」が存在
	動物、植物及び生態系	○動物 ・コウノトリの飛来、飛翔ルートがある。 ・クマタカ等の希少猛禽類が生息している。 ・渡り鳥の移動ルート、オオミズナギドリの飛来がある。 ・アベサンショウウオ等の両生類が生息している。 ○植物 ・タブ群落、シイ群落、ブナ群落、シデ群落、ケヤキ群落、アカマツ群落が存在 ・特定植物群落として大宮町のアカマツ林が存在	○動物 ・宇川流域天然鮎生息地がある。<第二> ・クマタカ等の希少猛禽類の生息が生息している。 ・渡り鳥の移動ルート、オオミズナギドリの飛来がある。 ・アベサンショウウオ等の両生類が生息している。 ○植物 ・タブ群落、ブナ群落、シデ群落、ケヤキ群落、ミズナラ群落が存在 ・特定植物群落として味土野シデ林が存在<第一>
	景観	主要な景観資源として天橋立、世屋高原等	同左
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な場として磯砂山 (日本最古の羽衣伝説の発祥地) や天女の里等があり、磯砂山は一部に直接的な改変が生じる可能性がある。	主要な場として近畿自然歩道や大フケ湿原<第一>、依遅ケ尾山や力石石碑<第二>があり、近畿自然歩道<第一>の一部に直接的な改変が生じる可能性がある。
	備考	水環境、廃棄物等及び文化財等は選定されていない。	

令和4年3月8日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕

(仮称) 丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
の環境の保全の見地からの意見について

令和4年1月31日付け3環管第342号で意見の求めのあったことについて、別紙のとおり意見を述べます。

別紙

本事業は、前田建設工業株式会社が、宮津市、京丹後市及び伊根町において、最大で総出力 51,600kW の風力発電所を設置するものである。

本配慮書では、風力発電機の設置予定範囲及び既存道路の拡幅等を行う可能性のある範囲を事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）とし、今後の手続において環境影響の回避・低減を考慮して事業実施区域を絞り込み、また、現地調査等といったより詳細な調査を踏まえて具体的な風力発電機の配置を検討する予定とされている。

想定区域及びその周辺においては、住宅・小学校等の生活環境、丹後天橋立大江山国定公園や京丹後市指定天然記念物の宇川流域天然鮎生息地、クマタカ等の鳥類やアベサンショウウオ等の両生類をはじめとする希少動植物種等の自然環境や景観、文化財があるほか、歴史的に土砂災害の発生が多い。

こうした保全すべき環境要素があることに鑑み、事業者が本事業の更なる検討や今後の手続に当たって留意すべき事項は次のとおりである。

1 全般的事項

(1) 風力発電設備等の位置等の検討について

ア 風力発電設備、搬入道路等の本事業に係る工作物及び土地（以下「風力発電設備等」という。）の位置・規模及び配置・構造（以下「位置等」という。）の検討に当たっては、次の事項に留意し、複数案の比較検討を行うこと等により、本事業の実施による環境影響を回避又は極力低減するよう配慮すること。

(ア) 希少猛禽類であるクマタカの飛翔高度や内陸部へ飛来する渡り鳥に関するデータ、地域史料にある地すべり地の分布状況が把握されていないほか、動植物の生息・生育場所たる水環境に関する調査がなされておらず、配慮書段階で行われるべき調査が十分なされているとは言いがたいことから、計画段階において丹後半島の地域特性を踏まえた適切な環境配慮を行うため、生活環境、自然環境、文化・歴史及び災害等の諸点について、文献調査や専門家・地域住民等に対する聴取等を追加実施するとともに、丹後半島での大規模開発に係る河川への土砂流出事例や全国各地の大規模再生可能エネルギー発電事業に係る事故や災害の事例を調査して、十分に情報収集すること。

(イ) 上記の調査結果を踏まえるとともに、事業規模が非常に大きいことに鑑み、資材搬入のための道路の整備及び運搬車両の走行に伴う影響を含む工事の実施による環境影響についても可能な限り考慮すること。

(ウ) 想定区域に含まれる丹後天橋立大江山国定公園第2種特別地域及び保安林については、それらの環境保全上の重要な役割を十分考慮して、それらの区域内における風力発電設備等の設置を回避するよう努めること。

(エ) 生態系の損失について、発電事業を有期で終了して原状回復する場合には、HEP（ハビタット評価手続）の中の累積的ハビタット・ユニットの評価の考え方に基

づき、想定区域及びその周辺の自然環境が回復するまでの期間を含めて、定量的に評価すること。

(オ) 想定区域の周辺には、他の環境影響評価手続中の風力発電事業があることから、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、その影響を考慮すること。

(カ) 本事業の目的の一つに挙げられている地球温暖化対策に資するよう、設置工事から施設の稼働までだけでなく、より長期的な視点から事業全体の温室効果ガス排出量の収支を試算し、地球環境保全に貢献するものであることを確認すること。特に、発電事業を有期で終了して原状回復する場合には、本事業に係る工作物の撤去や廃棄処理に係る温室効果ガスの排出、消失した自然が回復するまでの間の森林吸収量の減少をも考慮して試算すること。

(キ) 豪雪や豪雨に伴う災害等により周辺の道路が通行不能となった場合でも支障なく風力発電設備等を管理するために講じる措置の環境影響も考慮すること。

イ 本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減することができない場合は、事業計画の見直しを行うこと。

(2) 検討経緯の明示について

地域住民及び関係自治体等への説明及び方法書の作成においては、風力発電設備等の位置等に関する検討の経緯を、環境影響の回避又は極力低減の観点のもとより、土砂災害防止等の安全性の観点から考慮した内容を含めて、詳細かつ分かりやすく示すこと。

(3) 地域住民等の理解について

地域住民及び関係自治体等による本事業への理解が重要であることから、事業計画の検討に際しては地域住民及び関係自治体等に対して積極的かつ丁寧な周知、情報提供及び意見聴取を行うとともに、今後の風力発電設備等の位置等の検討及び環境影響評価の実施に当たっては、地域住民及び関係自治体等の意見に十分配慮すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音について

工事の実施及び風力発電設備等の供用による騒音及び低周波音が周辺の住宅等に与える影響について、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

また、その検討に当たっては、想定区域周辺において音の反響が起こる可能性があることから地形的条件を考慮すること。

なお、事業実施後に騒音及び低周波音に係る苦情等が発生した場合の、騒音及び低周波音の感じ方に個人差があることを前提とした対応策をあらかじめ明らかにすること。

(2) 水環境について

想定区域及びその周辺は、京丹後市天然記念物として指定された天然鮎生息地が存在する宇川のほか、水道用水や農業用水等の取水が行われる河川の源流域となっており、また、両生類・湿地植物等が生息・生育する湿性環境が存在すると考えられることから、河川及び地下水の水量及び水質並びに水みちを含む湿性環境に与える影響について、工法や風力発電機の地下構造等を踏まえて適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

なお、その調査等については、必要に応じてあらかじめ小流域ごとの地形・地質・土地利用・植生等や流域の構造を十分把握した上で、想定区域の下流域における森林の適正管理及び土砂災害の防止を考慮するとともに、河川の河口及びその周辺海域への影響についても行うこと。また、水道用水及びその取水地点の把握について、想定区域及びその周辺に位置する流域に係る地区等に対して聴取を行う等可能な限り情報収集すること。

(3) 地形及び地質について

想定区域及びその周辺には、大フケ湿原、依遅ヶ尾山及び宇川穿入蛇行等の保護を要する地形が存在し、また、急峻な地形及び脆弱な地質や地すべり地が多く、歴史的に土砂災害の発生が多く見られることから、こうした地域特性を踏まえるとともに、気候変動に伴う大雨等の極端現象の発生も考慮して、地形及び地質に与える影響について適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所の改変を回避することや、改変面積を低減すること等により、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

なお、その調査等については、土砂災害の防止を考慮することとし、必要に応じて想定区域の数値標高モデルデータ等から地すべり地、湧水及び微地形の特徴等を抽出した上で、現地調査や専門家・地域住民等に対する聴取等によって注意すべき地形及び地質を把握する方法等により行うとともに、特に切土又は盛土を予定する土地周辺及びその下流域に対する影響に留意すること。

また、丹後半島には活断層が多く分布することから、地震発生リスクを適切に把握して、風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

(4) 風車の影について

風力発電設備等の影による周辺の住宅その他の人の活動の場への影響について、適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

(5) 動物、植物及び生態系について

ア 鳥類について

想定区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息、また、ハチクマ及び小型鳥類を含む複数の渡り鳥の移動ルート等が確認されていることから、工事の実施や土

地改変のため環境変化による生息地の消失、風力発電機への衝突、移動ルートへの阻害等によって、希少猛禽類、渡り鳥その他の鳥類に対する影響が懸念される。さらに、オオミズナギドリが冠島を集団繁殖地としており、そこで巣立った幼鳥が想定区域に飛来する可能性がある。

このため、専門家等からの助言を踏まえた上で、それぞれの種の生態特性に応じて適切に調査等を行うとともに、その結果を考慮して、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

イ 鳥類以外の動植物・生態系について

想定区域及びその周辺には、重要な動植物種、重要な群落及び自然度の高い植生も存在することから、鳥類以外の動植物・生態系に与える影響について、砂浜や海岸まで及び可能性を踏まえて、専門家・地域住民等に対する聴取等の方法等により適切に調査等を行うとともに、その結果を考慮して、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

特に、想定区域及びその周辺には、天然記念物に指定されているアベサンショウウオ等の両生類が生息していると考えられることから、これら両生類が必要とする湿性環境について適切に調査等を行うとともに、その結果を考慮して、工事の実施中だけでなく風力発電設備等の供用開始後においても、その生息地における水環境に変化が生じないよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

また、京丹後市天然記念物に指定されている宇川流域天然鮎生息地について、事業の開始前、工事の実施中及び風力発電設備等の供用開始後において、相当の期間、適切にモニタリングを実施すること。さらに、当該生息地に影響が生じた場合の対応策を工事の開始までに明らかにすること。

(6) 景観について

想定区域及びその周辺には、世界遺産登録を目指す天橋立を含む丹後天橋立大江山国定公園、伊根浦舟屋群及び山陰海岸ジオパークエリアが位置することから、海上からの眺望を含む重要な景観資源及び眺望点に与える影響について、当該国定公園の管理者及び景観資源の利用者等に対する聴取等の方法等により地域特性を踏まえて適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

なお、その調査等については、フォトモンタージュ法に加え、地形断面図解析法の実施を検討すること。また、地域住民の日常生活の場についても、眺望点として設定すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

想定区域及びその周辺には、丹後天橋立大江山国定公園及び近畿自然歩道等があることから、それらへのアクセス道路を含めた触れ合い活動の場への影響について、その管理者、その利用者、地域住民及び関係自治体等に対する聴取等の方法等により、適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

(8) 廃棄物等について

建設廃棄物及び建設発生土等の工事の実施に伴って発生する建設副産物について、適切に調査等を行い、その発生量及び場外搬出量を抑制するとともに、その保管、場外搬出及び処分に当たっては、自然環境及び生活環境への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

特に、建設発生土については、できるかぎり再利用に努めるとともに、事業の実施中はもとより事業終了後も仮置地及び受入地において土砂災害が発生することのないよう、当該土地の地形及び地質並びに近年の大雨等の極端現象の発生を考慮して、万全の措置を講じること。

(9) 文化財等について

想定区域及びその周辺には、重要な遺跡等及び天然記念物に指定等された動植物（生息地及び自生地を含む。）が存在していることから、専門家・地域住民等に対する聴取等の方法等により、適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、文化財等への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の位置等及び環境保全措置を検討すること。

なお、その調査等については、想定区域及びその周辺にこれまで知られていない文化財等が存在する可能性に留意して、特に調査歴がない区域における文化財等の分布状況を適切に把握すること。また、環境保全措置等の検討に当たっては、関係機関と十分協議すること。